第２【株式】
　１【種類】
　２【特定外国資産流動化証券の形態及び基本的仕組み等】
　３【引受け等の概要】
　４【その他】
第３【手取金の使途】
第二部【参照情報】
第１【参照書類】
　法第27条において準用する法第５条第１項第２号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。
　１【有価証券報告書及びその添付書類】
　　計算期間　第　期（自　平成　　年　　月　　日　至　平成　　年　　月　　日）　平成　　年　　月　　日関東財務局長に提出
　２【半期報告書】
　　計算期間　第　期中（自　平成　　年　　月　　日　至　平成　　年　　月　　日）　平成　　年　　月　　日関東財務局長に提出
　３【臨時報告書】
　　１の有価証券報告書提出後、本発行登録書提出日（平成　　年　　月　　日）までに、臨時報告書を平成　　年　　月　　日に関東財務局長に提出
　４【訂正報告書】
　　訂正報告書（上記　　の訂正報告書）を平成　　年　　月　　日に関東財務局長に提出
第２【参照書類を縦覧に供している場所】
　名称
　　（所在地）
第三部【特別情報】
【特定外国資産流動化証券の様式】
（記載上の注意）
　次に掲げるものを除き、第十六号様式に準じて記載すること。
⑴　発行登録の対象とした募集（売出）特定外国資産流動化証券の形態
　発行登録により募集又は売出しを予定している特定外国資産流動化証券の形態（社債、株式の別等）を記載すること。
⑵　証券情報
　第二十二号の二様式第一部に準じて記載すること。ただし、記載事項の全部又は一部の記載を省略することができる。
⑶　保管に関する事項
　特定外国資産流動化証券の保管に関する事項を記載すること。
　第十七号様式中「【発行予定額】」を「【発行予定額又は発行残高の上限】」に、「【発行残額】」を「【発行可能額】」に改め、同様式記載上の注意(4)中(b)中「記載された」を「発行予定額を記載した場合において、当該」に改め、同記載上の注意(4)中(b)を(c)とし、(c)を(d)とし、(b)の次に次のように加える。
　　(c)　発行残高の上限を記載した場合において、当該発行残高の上限を減額しなければならない事情が生じたこと。

　第十七号様式の次に次の様式を加える。

第十七号の二様式

【表紙】

【提出書類】	訂正発行登録書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成　　年　　月　　日
【発行者名】	
【代表者の役職氏名】	
【本店の所在の場所】	
【事務連絡者氏名】	
【電話番号】	
【発行登録の対象とした募集（売出）特定内国資産流動化証券の名称】	
【発行登録の対象とした募集（売出）特定内国資産流動化証券の形態】⑴	
【発行登録書の提出日】	平成　　年　　月　　日
【発行登録書の効力発生日】	平成　　年　　月　　日
【発行登録書の有効期限】	平成　　年　　月　　日
【発行登録番号】	
【発行予定額又は発行残高の上限】	円
【発行可能額】	円
【効力停止期間】	この訂正発行登録書の提出による発行登録の効力停止期間は、平成　　年　　月　　日（提出日）から平成　　年　　月　　日までである。
【提出理由】⑵	
【縦覧に供する場所】	名称 （所在地）

（記載上の注意）
　次に掲げるものを除き、第十七号様式に準じて記載すること。
⑴　発行登録の対象とした募集（売出）特定内国資産流動化証券の形態
　発行登録により募集又は売出しを予定している特定内国資産流動化証券の形態（特定社債券、特定優先出資証券の別等）を記載すること。
⑵　提出理由
　次のいずれの事由に基づいて提出するか及びその訂正内容を記載する。
　(a)　発行登録書において参照すべき旨記載されている参照書類と同種の書類が新たに提出されたこと。
　(b)　発行予定額を記載した場合において、当該発行予定額のうち未発行分の一部を発行予定期間に発行する見込みがなくなったこと。
　(c)　発行残高の上限を記載した場合において、当該発行残高の上限を減額しなければならない事情が生じたこと。
　(d)　記載された引受けを予定する金融商品取引業者のうちの主たるものに異動があったこと。
　(e)　記載された発行登録の効力発生予定日に変更があったこと。
　(f)　その他記載事項の変更があったこと。